

介護職員等処遇改善加算における「見える化要件」について

令和6年度介護報酬改定により、旧介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、新加算である「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当社では、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い、加算の算定要件を満たしていることから「介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ」を取得しています。

当該加算を算定するにあたり、

- ① 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

上記3つの要件を満たしている必要があり、

③の「見える化」要件とは、2022年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、処遇改善（賃金以外）に関する具体的な取組内容を公表する必要があるとされています。

以上の要件に基づき、処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り当社ホームページにて公表いたします。

介護職員処遇改善加算における「見える化要件」について

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	経営理念を定め、各部署で行動計画を作成し目標を明確化しております。 また適宜、行動計画に対する評価を実施しており、未達案件に関しては上長からのフィードバックを制度化しております
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修の為の制度構築	グループ会社間での人事異動・出向を実施しています。また、適宜新入社員研修を実施しております
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対し喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	実務者研修受講が必要と認めた職員に関して法人負担で取得支援を行っている。また、中堅職員へ管理者研修を適宜実施しております
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度導入	それぞれの事業所を管轄するエリアマネージャーを配置しており、適宜スタッフのサポートを実施。またストレスチェック等を定期的の実施しております
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保	担当部署にてキャリア面談等を実施。また、行動計画に基づく評価フィードバックを定期的の実施しております
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度整備	育児中などの正規職員に対して、希望があった場合相談の上で短時間勤務を実施しております。また、非正規職員から正規職員への転換制度がございます
	有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏り解消を行っている	介護ソフトは記録帳などの活用により情報共有を図るとともに、定期的な研修やミーティングを通して業務の標準化に取り組んでいます

腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	希望者に対して、定期的に産業医との相談機会を設けております。また、内部通報制度を導入しており業務中のトラブル等の相談体制を強化しております
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員の為の休憩室の設備等健康管理対策の実施	定期的に健康診断や産業医面談ができる環境を整備し、休憩室に関しても設備しております
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	安全対策委員会を適宜開催しており、事故やトラブル時の連絡フローから対応策の検討等の体制整備を実施しております
生産性向上のための業務改善取り組み	現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している	毎週、介護サービスの事業者が会議を行い、サービス課題の抽出、共有、課題解決のための取組みを話し合っています。また毎週残業時間を集計し、過重労働者がいないか確認を行っています。
	5S活動（業務管理体制の手法の1つ。整理、整頓、清掃、清潔、躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている	事業所のオペレーションに掃除等の時間を設けております。 また、定期的にエリアマネージャーがラウンドを行い職場環境の状況把握を実施しております。
	介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	介護ソフトは、全社統一の介護ソフトを利用し、情報共有を容易にする仕組みを導入しています。また通所介護サービス、訪問介護サービスでは、実績登録ができるシステムも導入し、介護ソフトへの取り込みを行うことで、情報を一元管理するようになっています。

やりがい・働きがいの醸成	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p>	<p>職場内で定期的にミーティングを実施しており、サービス提供に関しての気づきや提案等をミーティング内で共有しております。</p>
	<p>利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p>	<p>介護保険に必要な知識や、介護技術に関する研修は外部のオンライン研修を導入し、研修機会を設けています。 また、法人理念の共有として、定期的なキックオフミーティングやリーダー向けの研修などを開催しています。</p>